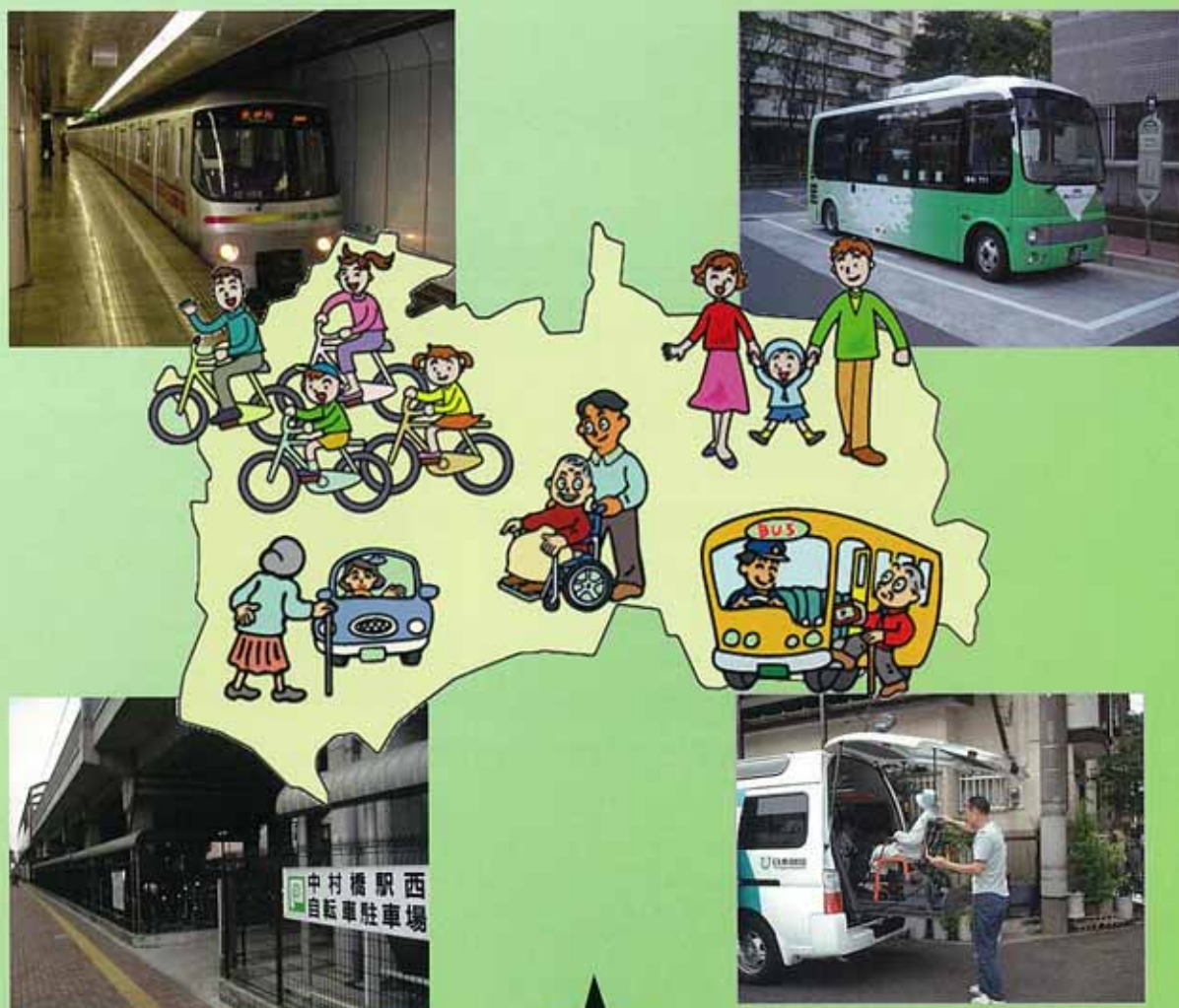


練馬区 都市交通

マスタープラン

だれもが快適に移動できる交通環境を目指して

概要版



練馬区

お問い合わせ先 練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部交通企画課
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 TEL03-3993-1111(代表)

1 策定の目的

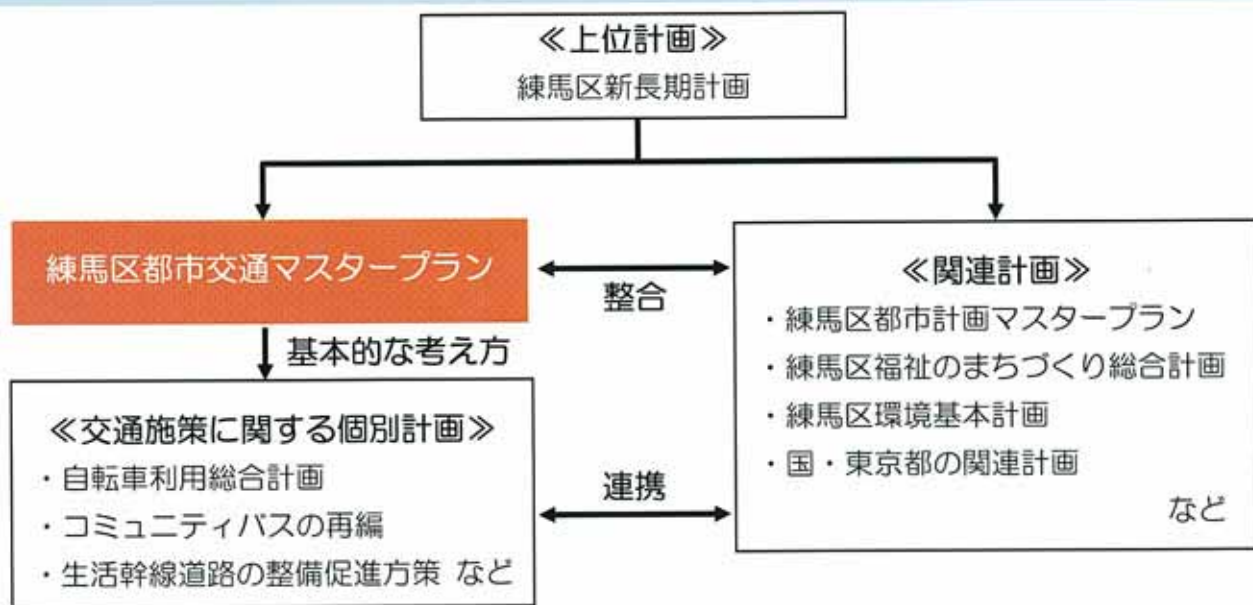
練馬区では、西武池袋線の連続立体化や環状八号線など道路整備の進展などにより、交通基盤が着実に整備されつつあります。その一方で、駅やバス停から遠く公共交通の利用が不便な地域が依然として存在するなど、解決すべき課題は数多く残されています。

移動に困難を伴う高齢者などは増加傾向にあり、円滑に移動できる手段の確保がこれまで以上に重要となっています。また、地球温暖化など環境問題に対する区民の意識は高まっており、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通を取りまく状況は大きく変化しています。

このような背景のもと、練馬区は、区民生活の向上に資する交通環境の実現を目指して、交通施策を体系的に整理し、今後の交通環境の整備に向けた取り組みを明確にするため、練馬区都市交通マスタープラン（以下、「交通マスタープラン」）を策定しました。

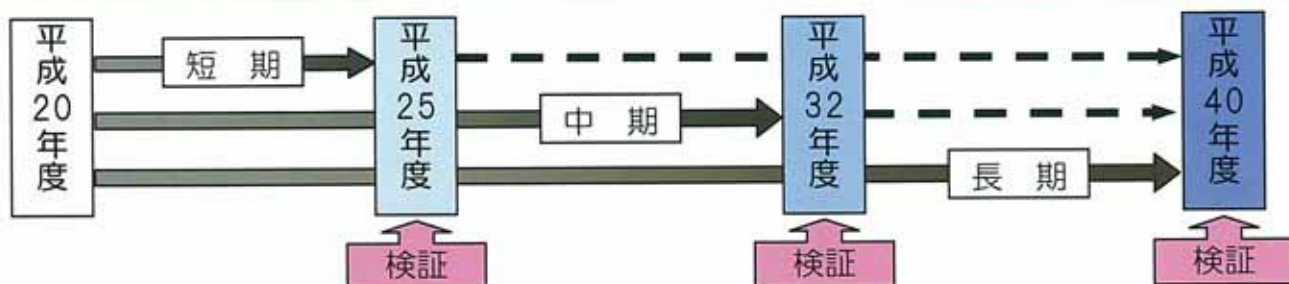
2 計画の位置づけ

交通マスタープランは、練馬区新長期計画を上位計画とした交通に関する基本計画であり、交通施策に関する個別計画の基本的な考え方を示すものです。また、まちづくりなどと連携した施策を展開するため、都市計画マスタープランなどの関連計画と整合を図ります。



3 計画期間

交通マスタープランの計画期間は、平成20～40年度の概ね20年とします。交通マスタープランに示す施策は、取り組み期間を「短期」「中期」「長期」に区分して段階的に実施します。また、各期間の達成時期を目途に計画の進捗を検証し、必要に応じて見直しを行います。



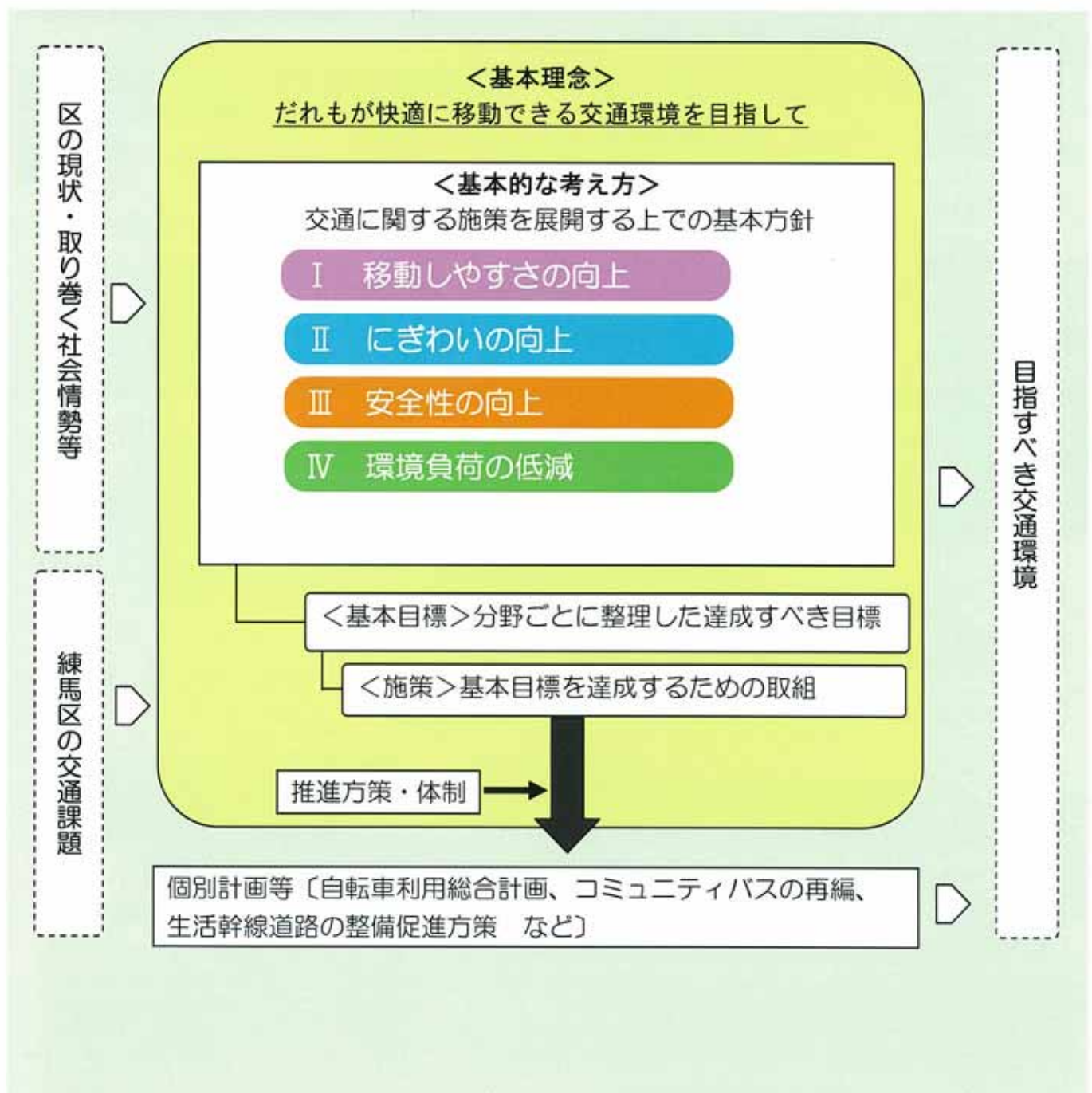
4 基本理念

高齢者・障害者を含むすべての区民の生活向上に資する交通環境を実現するために、上位計画や関連する他の計画を勘案し、交通マスタープランの基本理念を以下のように定めました。

だれもが快適に移動できる交通環境を目指して

5 交通マスタープランの体系

基本理念のもと、交通に関する施策を展開する上での基本方針である「基本的な考え方」や分野毎の達成すべき「基本目標」を明らかにしました。取り組むべき施策を適切な役割分担により推進することで、区の交通課題を解決し、目指すべき交通環境を実現します。



6 練馬区交通課題

《公共交通サービス》

①公共交通空白地域の存在

駅やバス停から離れ公共交通を利用しづらい地域が存在しています。自動車免許を持たない人や高齢者等には、日常の移動が大きな負担になっていると考えられます。

②公共交通の快適性・利便性の不足

鉄道では、混雑緩和など快適性の改善を求める声が寄せられています。また、バスでは増便や遅延解消などさらなる利便性の向上が求められています。



③移動困難者に対応した移動手段の不足

高齢者や障害者など自分ひとりでの移動が困難な人の中には、介助者や移動手段となるタクシー等の手配が困難なことから、外出をあきらめた経験のある人が多くいます。

《交通基盤》

④南北方向を中心とした脆弱な道路網

都市計画道路の整備率は他区よりも低く、渋滞の原因や公共交通サービス導入の妨げとなっています。また、鉄道の踏切により南北交通が遮断され、バスや緊急車両の遅延の原因になっているほか、南北方向の都市軸の連携を弱めています。

⑤利用しづらい駅などの交通結節点

区内にはバリアフリー化が確保されておらず、乗換えがスムーズに出来ない駅が存在します。また、駅周辺の放置自転車は、安全で円滑な歩行を妨げる要因となっており、商業活性化等の観点からも改善が必要となっています。



《安全・安心》

⑥身近な生活圏における交通事故

区内における交通事故の発生件数は依然として高い水準にあり、特に生活道路における事故率が顕著となっています。近年では、高齢者が関係する事故の割合が増加しています。

⑦安全上問題の多い歩行空間

区内には、歩道が設置されていない道路や段差が多く幅の狭い歩道が依然として存在し、歩行者の安全確保が課題となっています。

《自動車交通・環境》

⑧過度な自動車利用による環境負荷の増大

必要以上の自動車利用は交通渋滞の原因となり、窒素酸化物や二酸化炭素の排出増大など、環境負荷の増大を招く恐れがあります。また、自動車利用者の中には、交通環境が整えば公共交通へ転換してもよいと考える人もいます。



7 練馬区が目指す計画の方針

I 移動しやすさの向上

～だれもが容易に移動できるまちにします～

基本目標1 公共交通の利用が不便な地域を改善します

施策1 計画されている新規鉄道路線の早期実現

【主な取り組み】大江戸線の整備促進、エイトライナーの整備促進

施策2 地域特性に応じた交通サービスによる最寄駅等までのアクセスの確保

【主な取り組み】公共交通空白地域の改善に向けた路線バスの導入、コミュニティバス等の推進

施策3 公共交通の導入を支える道路網の整備

【主な取り組み】都市計画道路・生活幹線道路等の整備推進



基本目標2 移動に困難を伴う区民の交通サービスを向上します

施策4 バリアフリー化されただれもが使いやすい交通環境の整備

【主な取り組み】駅施設や乗継経路、バス車両のバリアフリー化、優先席についての周知

施策5 公共交通機関を使うことが困難な区民に対する移動しやすさの向上

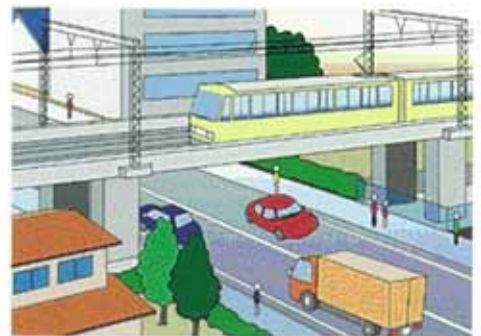
【主な取り組み】ST[※]サービス利用者への支援、
ST サービス事業者への支援、
ST サービスの利用しやすさの向上



基本目標3 公共交通をさらに利用しやすくします

施策6 鉄道の利便性、快適性の向上

【主な取り組み】鉄道の連続立体交差化および複々線化による利便性、快適性の向上（西武池袋線、西武新宿線）



※ST サービス（Special Transport Service）とは身体障害者や知的障害者等、自分ひとりで公共交通を利用できないか、利用に困難を伴う人に対して提供する移送サービスのこと。

施策7 バスの走行環境の向上

【主な取り組み】渋滞のボトルネックの解消、路線バスの優先走行

施策8 公共交通のわかりやすい情報提供

【主な取り組み】公共交通に関する情報提供の推進、鉄道・バス乗換えのわかりやすい案内表示の推進

施策9 料金面での利用しやすさの向上

【主な取り組み】乗継運賃制度の導入

施策10 バス・タクシーを快適に利用できる環境整備

【主な取り組み】バス停の環境整備、駅周辺における交通結節機能の向上



II にぎわいの向上

～移動の円滑化を図り、にぎわいのあるまちにします～

基本目標4 交通機関の連携強化や効率化を図ります

施策11 南北道路の整備促進・交通網の充実

【主な取り組み】大江戸線の整備促進、エイトライナーの整備促進、都市計画道路・生活幹線道路等の整備推進

施策12 渋滞のボトルネックの解消

【主な取り組み】都市計画道路・生活幹線道路等の整備推進、鉄道の連続立体交差化および複々線化による利便性・快適性の向上、渋滞のボトルネックの解消



(再掲)

施策10 バス・タクシーを快適に利用できる環境整備

基本目標5 駅などにおける乗換えや移動の円滑化を図り、公共施設等へのアクセスを改善します

施策13 駅などへのアクセス向上や交通の円滑化

【主な取り組み】交流空間の創出、レンタサイクルシステムの活用

施策14 駅などから公共施設・観光拠点へのアクセス向上

【主な取り組み】既存路線バスと公共施設・観光拠点との連携、公共交通に関する情報提供の推進



8 推進に向けた方策と体制

交通施策の実施にあたっては、区民、事業者、区それぞれの役割分担を明確にし、三者による一層の連携・協働が必要です。

これからの役割分担イメージ



重点テーマの設定と優先的な取り組み

複数の課題にまたがる施策を横断的に組み合わせた『重点テーマ』を設定し、適切な役割分担のもと、財源の確保や関係者の連携・協力強化を図ることによって総合的・重点的に取り組んでいきます。

重点テーマ1 公共交通の空白地域における移動しやすさの向上

- 公共交通空白地域の改善に向け、既存バス路線の再編を基本としつつ、民間事業者による対応が困難な場合には、区主体によるコミュニティバスの導入を検討します。
- コミュニティバスは、導入の基本的な考え方（運行形態、運賃、運行時間等）に基づき、乗合タクシーの活用や導入空間の整備等と合わせて、路線の再編や新設に取り組みます。バス事業者や道路管理者等から成る（仮称）公共交通空白地域改善検討会を設置し、精力的に取り組めます。

重点テーマ2 駅周辺での交通環境の改善

- 鉄道駅の近接地では、快適で安全な歩行空間の確保や自転車の適切な利用を推進します。
- 道路上の障害物の排除、障害者の意見を踏まえた乗換経路の確保、まちづくりなどの機会を捉えた歩行者の回遊を支援する交流空間等について、検討・整備を進めます。
- 特に地域拠点などの「重点地区」では、面的な歩行空間のバリアフリー化や自転車走行空間のネットワーク化を目指し、区民や交通事業者等と連携して検討を進めます。

重点テーマ3 移動困難者に対する移動機会の向上

- 移動困難者の外出支援に加え、STサービスの効率的な活用のあり方の検討を踏まえ、外出機会の拡大に取り組めます。
- STサービス事業者などから成る（仮称）STサービス推進検討会を設置し、タクシー事業者や福祉有償運送団体などと連携した施策などに取り組めます。

定期的な計画管理と見直し

区役所内の関係部署からなる組織が、各施策の進捗状況を定期的に確認し、関係者と調整協議を行います。取り組み期間の節目では、PDCA サイクルにより計画の進捗を検証・評価し、必要に応じて見直します。その際には区民への情報提供・意見聴取等を行います。